

令和7年度
任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業

K-ねっと FAQ (Vol.1)

《中核機関の立ち上げ・バックアップ》

- 都道府県によるバックアップ機能の強化の観点から、K-ねっとに寄せられた相談をもとに、都道府県や都道府県社協の担当職員、都道府県が設置する都道府県専門アドバイザーや市町村・中核機関を主な対象として、FAQを作成しました。
- FAQの最終ページには、参考となる資料のリンク先も掲載しています。そちらも併せてご確認いただき、管内の市区町村、中核機関の職員の方々への助言や情報提供にお役立てください。

令和8年3月
社会福祉法人 全国社会福祉協議会

※掲載内容は発行日時点の情報です。
その後の法律・制度の改正等により、
内容が変更される場合があります。

Q1

中核機関を設置することの必要性やメリットはどのようなところにあるのでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A1

中核機関は、地域連携ネットワークのコーディネートを担当する中核的な機関や体制であり、関係機関や専門職団体の協力・連携強化を図る重要な役割を担います。

こうした体制を市町村が構築することで、本人や関係機関から権利擁護や成年後見制度の相談を受けた際の専門的助言を確実に確保し、権利擁護支援の内容を多角的に検討し、適切に支援を実施することが可能となります。また、相談窓口が明確化されることは、住民や関係者にとっての相談しやすさに直結し、制度等への理解も深まります。

地域連携ネットワークを中核機関のコーディネートを通じて構築していくことは、家庭裁判所による成年後見制度の適切な運用や監督を支える基盤にもなります。最終的には、住民が「尊厳のある本人らしい生活を継続する」ことを地域全体で支える権利擁護支援の体制づくりにつながるものです。

② 中核機関を設置していない市町村向け

A1

中核機関は、貴市町村における地域連携ネットワークのコーディネートを担当する中心となる機関や体制になります。主な役割は、関係機関や専門職団体との協力・連携の強化を通じて権利擁護支援を推進することにあります。

中核機関を整備することで、本人や現場の関係機関が権利擁護や成年後見制度の相談を抱え込まず、専門的な助言を得ながら支援内容を検討し、適切に実施できるようになります。「どこに相談すればよいか」という相談窓口が明確になることで、住民の方は相談がしやすくなり、制度への理解も深まります。

貴市町村では、家庭裁判所とどのような連携ができていますでしょうか。このように中核機関がコーディネートを行い、地域連携ネットワークを構築することは、家庭裁判所との円滑な連携（適切な運用・監督）にもつながります。これは、住民が「尊厳のある本人らしい生活を継続する」ことを自治体として守り、支えていくために極めて重要な役割を果たします。

【参考】

・成年後見利用促進ニュースレター 創刊号

<https://guardianship.mhlw.go.jp/common/uploads/2022/02/newsletter01.pdf>

・地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き P20～23

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html

第二期成年後見制度利用促進基本計画

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00017.html

Q2

中核機関の設置や運営に活用できる財政支援にはどのようなものがあるでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A2

平成 30 年度から、市町村における中核機関の設置・運営や市町村計画策定に要する費用について、地方交付税として措置されています。

また、中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源として、中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施や中核機関における調全体制の強化、受任者調整の仕組み化等を行う市町村に対する国庫補助事業が設けられています。

② 中核機関を設置していない市町村向け

A2

平成 30 年度より、中核機関の設置・運営等に要する費用は地方交付税として措置されています。

加えて、中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施や、調全体制の強化、受任者調整の仕組み化等を行う市町村への国庫補助事業が用意されています。これらを活用することで、庁内予算の確保や地域資源との連携強化、専門職団体への委託などを円滑に進めることが可能です。

【参考】

・市町村に対する国庫補助事業

P7「都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金:成年後見制度利用促進体制整備推進事業)」

(厚生労働省 令和8年度予算(案)の概要【参考資料】:社会・援護局(社会))

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/26syokanyosan/dl/gaiyo-06-2.pdf>

Q3

中核機関を広域で設置する場合のメリット、デメリットにはどのようなことが考えられるでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A3

広域で中核機関を設置することにより、参加する市町村の個々の財政負担や、事業運営に関する職員の事務負担が軽減されるというメリットがあります。

具体的には、一定の参加規模を確保した講演会や市民後見人養成研修の開催ができるほか、専門職の確保がしやすくなることなどが挙げられます。専門職の確保により、支援困難ケースへの適切な助言が得られるなど、支援者のスキルアップも期待できます。

また、広域での連携には、機能を分散させる、会議体を共有するなど、地域の実情に応じた様々な連携パターンが実践されています。

こうしたメリットから、特に人口規模が小さく、社会資源等が限られている小規模自治体にとって、近隣自治体と連携した広域設置は、体制整備を進める上での効果的な選択肢となります。

一方、中心となる自治体や各自治体の役割分担の明確化、広域実施に関するコンセプトや申し合わせ事項の検討・共有が必要なため、立ち上げまでに時間を要することや、エリアの拡大に伴う職員等の移動時間の増加などがデメリットとして挙げられます。

② 中核機関を設置していない市町村向け

A3

広域設置の大きなメリットは、貴市町村単独での財政負担や、事務局を担う職員の方々の事務負担を軽減できる点にあります。

具体的には、単独では開催が難しい規模の講演会や市民後見人養成研修を共同開催できるほか、専門職の確保が容易になります。専門的な助言を得られる体制が整うことで、現場の支援者のスキルアップも期待できます。

現在、全国では「特定の機能を一箇所に集約する」「会議体のみを共有する」など、地域の事情に合わせた多様な連携パターンが実践されています。人口規模が小さく、活用できる地域資源が限られている市町村にとって、広域設置は持続可能な体制を構築するための有力な手段となります。

一方で、参加市町村間での役割分担や、事業の方向性に関する事前の合意形成に一定の時間を要する点、また管轄エリアが広がることで訪問支援等の移動に時間を要する点については、あらかじめ考慮しておく必要があります。

【参考】

・「成年後見制度はやわかり」サイト 自治体・中核機関の取組事例検索
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>

Q4

社会福祉協議会が中核機関を受託した場合、定款変更の必要があるのでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A4

受託法人の定款において、必ずしも「中核機関」という名称を直接規定しなければならないわけではありません。

多くの社会福祉協議会では、すでに日常生活自立支援事業や法人後見事業を「権利擁護に関する事業」として定款に記載しています。中核機関の事業をこれらと一体的に実施する場合には、既存の規定の中に含めて解釈することも可能と考えられます。

具体的な手続きや定款の記載内容の適否については、当該法人を所管する都道府県または市町村の担当部署との協議に基づき、適切に助言を行ってください。

② 中核機関を設置していない市町村向け

A4

受託する社会福祉協議会の定款に、必ずしも「中核機関」と明記しなければならないということではありません。

日常生活自立支援事業や法人後見を実施している社会福祉協議会であれば、すでに定款に「権利擁護に関する事業」や「相談支援事業」が記載されていることが一般的です。中核機関の役割をこれらの事業と一体的に実施するものと整理できれば、既存の定款の範囲内で実施可能と判断されるケースも多くあります。

まずは委託予定の社協の現行定款を確認いただき、具体的な手続きについては、法人を所管する都道府県または市町村の部署へお問合せ願います。これにより、中核機関という新たな社会資源を円滑に地域に組み込むことが可能となります。

Q5

成年後見に関する相談の受付について、地域包括支援センターと基幹相談支援センターを一次窓口とし、中核機関を二次窓口と位置付けています。一次窓口には相談があるようですが、中核機関には相談がほとんど入ってきません。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A5

一次相談窓口と二次相談窓口が、地域の権利擁護支援体制の理念や目標を共有するとともに、お互いの役割を正しく理解し、定期的な情報共有や研修を通じて関係づくりを進めることが重要です。

相談をつなぐ際の流れ(フロー)や個人情報の共有ルールなどをマニュアルとして整備したり、連携のあり方を具体的に検討することも有効です。

都道府県としては、市町村が単に窓口を「分ける」だけでなく、中核機関が一次窓口を後方支援する「相談の相談先」として機能し、地域の権利擁護支援の体制を整備できるように支援を行うことが求められます。

② 市町村・中核機関向け

A5

一次相談窓口(地域包括支援センター、基幹相談支援センター等)と二次相談窓口(中核機関)が、地域の権利擁護支援の目標を共有し、互いの役割を理解した上で、定期的な連絡会や研修を通して「顔の見える関係」を築くことが重要です。

「どのようなケースで中核機関につなぐか」という具体的な流れや個人情報の取り扱いルールをマニュアル化し、連携体制を整えることも効果的です。

中核機関が、一次窓口の担当者が抱える困難事例に対する専門的助言(コンサルテーション)を行うことで、結果として適切な相談が中核機関に集まり、地域の地域資源が効果的に活用される体制へとつながります。

Q6

令和2年から実施されている重層的支援体制整備事業と中核機関はどのようにかかわっていけばよいのでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A6

成年後見制度利用促進と重層的支援体制整備事業は、「地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む」という共通点があり、両事業が密接に連携することは双方に大きな効果をもたらします。

重層的支援体制整備事業における「重層的支援会議」では、複合化・複雑化した事例を多機関で解きほぐし支援方針を検討しますが、そこには権利擁護や成年後見制度を必要とする事例が多く含まれます。中核機関がこの会議に参加することで、適切な制度利用や権利擁護支援が可能となります。

また、重層的支援体制整備事業が求める多機関の協働は、中核機関がコーディネートを行う地域連携ネットワークとも重なる部分が多くあります。

両者の連携は、地域の人材や関係する専門職の負担軽減につながるとともに、関係者の制度への理解を深めることに寄与します。

※本事業は自治体の任意事業であるため、実施状況に応じた助言が重要です。

② 市町村・中核機関向け

A6

成年後見制度利用促進と重層的支援体制整備事業は、どちらも「地域全体で課題を解決する」という共通の目標を持っています。

貴市町村で重層的支援体制整備事業を実施している（または予定している）場合、その「重層的支援会議」に中核機関が参画することで、ゴミ屋敷や「8050 問題」など、権利擁護の視点が欠かせない複雑な事例に対して、専門的な解決策を提示できるようになります。

また、中核機関が進める地域連携ネットワークと、重層的支援体制のネットワークを一体的に運用することで、二重の会議設定を防ぎ、地域の限られた地域資源や専門職の負担を抑えることができます。

このように連携を深めることは、結果として地域住民への切れ目のない支援体制を構築し、権利擁護支援の推進につながります。

【参考】

・重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について
<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/kitei/pdf/jimuren0329-6.pdf>

Q7

協議会のメンバーとして、福祉関係者、医療機関、専門職団体、当事者団体、市民などに参画してもらいたいと考えていますが、どのように話し合いを進めていったらいいですか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A7

協議会の目的は、地域において専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みを構築することにあります。

多様な立場の人が参画するため、運営には工夫が必要となります。例えば、事前に第二期基本計画の理念や協議会の目的などを確認する、専門用語を多用しない、参加者が発言しやすい議題を設定するなど、中核機関と市町村担当者が十分に協議して運営にあたるのが有効です。

都道府県としては、市町村が単に会議を開催するだけでなく、各委員が「自身の役割」を認識し、地域の社会資源として機能し合えるような運営（ファシリテーション）の好事例を提示することが重要です。

② 市町村・中核機関向け

A7

協議会の目的は、専門職団体や当事者団体等の関係機関・団体が連携を強化し、自発的な協力を進める仕組みを地域の中に作っていくことにあります。

多様な視点を持つメンバーが参画するため、事務局（中核機関・市町村担当者）には以下のような運営の工夫が求められます。

【理念の共有】

会議の冒頭等で、第二期計画の理念や協議会の設置目的を再確認し、ベクトルを合わせる。

【配慮ある運営】

専門用語を避け、誰もが議論に参加できるよう平易な言葉を用いる。

【議題の設定】

現場の具体的な困りごとなど、参加者が発言しやすい身近なテーマから設定する。

このように中核機関と市町村担当者が車の両輪となって準備にあたることで、協議会を通じて地域連携ネットワークの強化につながります。

Q8

権利擁護支援の地域連携ネットワークに金融機関や不動産業者等に参加してもらいたいと考えていますが、留意することはありますか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A8

権利擁護支援の地域連携ネットワークには、高齢者や障害者に関わる可能性のある様々な関係者に参加してもらうことが有益です。

たとえば金融機関には、何度も通帳を紛失したり、窓口で頻繁に問い合わせる等の状況から、認知症の可能性のある高齢者を早期に把握するなどの役割が期待されます。

判断能力が不十分な人の生活への理解を深めるために、個人情報を含まない模擬事例を提示し、多様な参加者が一緒に検討する意見交換会を実施している地域もあります。こうした取組は、福祉分野以外の関係者にも地域連携ネットワークへの参画の意義を感じてもらい上で有効です。

都道府県としては、市町村が個別の事業所と交渉するだけでなく、地域の銀行協会といった業界団体との連携を後押しし、多層的な地域連携ネットワークを促進することが重要です。

② 市町村・中核機関向け

A8

権利擁護支援の地域連携ネットワークに、多様な民間関係者に参加してもらうことは非常に有益です。

金融機関においては、窓口での不自然な引き出しや問い合わせ等を通じて、認知症の兆候がある方を早期に発見し、適切な支援につなげる「見守り」の役割が期待されています。不動産業者においても、契約手続きや管理の場面での早期把握が期待されます。

民間事業者の参画を促す際は、個人情報保護への配慮として「個人情報を含まない模擬事例」を用いた意見交換会から始めることが有効です。これにより、判断能力が不十分な方への対応を一緒に考える場ができ、福祉分野以外の方にも参画の意義を実感していただけます。

中核機関のコーディネートにより、こうした民間事業者との「顔の見える関係」を築くことは、地域連携ネットワークの強化につながり、権利擁護支援が必要な人の早期発見・早期対応の体制を強固にすることにつながります。

○関連サイト リンク一覧○

・厚生労働省 HP「成年後見制度利用促進」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

※事務連絡や、成年後見制度利用促進専門家会議、基本計画・施策の実施状況等、各種手引等、ニュースレター、自治体事例紹介などをご覧ください。

➡成年後見制度利用促進ニュースレター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

➡成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html

➡成年後見制度利用促進に関する自治体事例紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html

・成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はやわかり」

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

※本人や家族、自治体や中核機関の担当者、成年後見人など、サイトを見る人の立場に応じて必要な情報を整理して、分かりやすく掲載しています。インタビューを含む制度説明の動画を視聴できるほか、制度説明のパンフレット等もサイトからダウンロードすることができます。自治体・中核機関の方は、国が実施する成年後見制度体制整備研修等の講義を動画で視聴することもできます。

※動画の視聴には自治体ごとに配布された ID とパスワードが必要です。不明な場合はサイト上の問合せフォームからお問合せください。

➡成年後見制度利用促進ニュースレターよくある Q&A

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/faq/>

➡成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>

➡自治体・中核機関の取組事例検索

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>